

世界が進むチカラになる。



(内閣府委託)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する  
国民の理解の増進に関する法律第9条に規定する学術研究  
等の遂行に資する既存研究等の調査分析

## 報告書 概要版

令和6年3月

# 1. 調査実施概要

<p>事業目的</p>	<p>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国内外における既存の実態調査、研究、政策等を収集、整理及び分析することにより、今後実施される同法に基づく学術研究等※1の遂行に資することを目的とする</p>		
<p>本事業で調査した第9条が規定する学術研究等※1の内容(仮説)</p>	<p>①国民の理解の把握</p>	<p>②理解増進の取組状況の把握</p>	<p>③性的マイノリティ当事者が経験する困難等の把握</p>
<p>国内における既存の研究等の整理・分析</p>	<p>性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する国民の理解に関わる調査事例</p> <p>【収集する調査事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民の理解を把握する方法として参考となる調査事例</li> </ul>	<p>地方公共団体・企業・学校等、取組主体※2に関する調査事例</p> <p>【収集する調査事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の取組状況・体制</li> <li>● 企業の取組状況</li> <li>● 学校の取組状況、教職員の理解の状況</li> </ul>	<p>性的マイノリティ当事者が経験する困難等に関わる調査事例</p> <p>【収集する調査事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労における困難経験等</li> <li>● 学校における困難経験等</li> <li>● 就労や学校の場面のほか、性的マイノリティ当事者が経験する困難等</li> <li>● 性的指向及びジェンダーアイデンティティの把握方法</li> </ul>
<p>国外における既存の研究等の整理・分析</p>	<p>諸外国における、国民の理解や性的マイノリティ当事者の困難経験等の把握の状況</p> <p>*国連の「LGBTI Core Group」に所属する国・機関より、EU、カナダ、チリ共和国、オーストラリア連邦、ネパール、南アフリカ共和国を対象とした。</p>		

※1 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下、同法) 第9条では、「国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進する」と規定されている。第9条が規定する学術研究等の内容としては①～③のほか「医学的、心理学的な知見の深化などの学術研究が想定されているが、本事業の目的のために一定の枠組みを仮説として設定したものである。

※2 同法第4条において、国は基本理念にのっとり、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努める」と定められており、同法第5条において地方公共団体の役割、第6条において事業主及び学校の設置者が努めるべき事項が定められている。

## 2. 調査及び分析結果

### ①国民の理解の把握

- 全国規模の無作為抽出調査や、地方公共団体における性的指向及びジェンダーアイデンティティを主題とする調査、人権・男女共同参画に係る意識調査などにおいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関連する事項が把握されている。
- 海外において、行政府が国民の理解の状況を把握した事例は確認できなかった。
- 国民の理解増進に係る施策の推進にあたっては、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの同法の基本理念の趣旨を踏まえることが必要であり、今後、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず全ての国民を対象とした調査研究のあり方が検討される必要がある。

### ②理解増進の取組状況の把握

- |        |   |
|--------|---|
| 地方公共団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 条例の制定、実態把握のための調査、ハンドブックの作成等の状況を整理。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 性的指向又はジェンダーアイデンティティの多様性に関する条例は13都府県・2政令指定都市において制定。</li> <li>➢ 職員向けのハンドブック等は47都道府県中29都道府県(約6割)にて実施。</li> <li>➢ 研修や講座等は47都道府県全てで実施。</li> </ul> </li> </ul> |
| 企業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 厚生労働省による「職場におけるダイバーシティ推進事業報告書」において、32項目の「性的マイノリティに対する配慮や対応を意図した取組」の実施状況等が把握されている。</li> </ul>   |
| 学校     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 文部科学省による「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」などにおいて、性的マイノリティ当事者である児童生徒への配慮の状況等が把握されている。</li> </ul>   |

### ③性的マイノリティ当事者が経験する困難等の把握

- 既存調査では、困難経験の有無やその内容、社会経済的格差(収入等の性的マイノリティ非当事者との比較)、カミングアウトやアウティング、相談、偏見・差別、いじめ・暴力、バッシング経験、メンタルヘルス、自傷行為・自殺念慮などについて把握されている。<sup>※1</sup>
- 国内外の調査において、性的マイノリティ当事者に関する調査は、広く個人を対象とし回答者の性的指向及びジェンダーアイデンティティを把握することで性的マイノリティ当事者の実態を把握する調査と、性的マイノリティ当事者のみを対象とした調査がみられる。

※1 本事業を通じて収集した調査事例等の情報や本とりまとめは、今後実施される第9条に規定する学術研究等の内容の参考とすることを目的としたものであり、性的マイノリティ当事者の困難経験等を網羅したとりまとめをするものではない点には留意をいただきたい。

### 3. 第9条に規定する学術研究等として実施すべき事項等(提案)

■ 調査対象と調査目的のパターンを以下のとおり整理した。調査の目的に応じた調査手法を選択することが望ましい。

	A	B	C
調査対象	広く個人(性的指向及びジェンダーアイデンティティを問わない)	広く個人(性的指向及びジェンダーアイデンティティを問う)	性的マイノリティ当事者
調査目的	①国民の理解を把握する調査	①国民の理解を把握する調査 ③性的マイノリティ当事者の困難経験等	①国民の理解を把握する調査 (性的マイノリティ当事者の視点(理解不足に基づく言動を受けた経験など)から理解の程度を把握する。) ③性的マイノリティ当事者の困難経験等
有用性	・国や地方公共団体が実施する意識調査など、既存の調査の枠組みを活用できる。	・1つの調査で①③を押さえることができる。 ・性的マイノリティ当事者と性的マイノリティ非当事者の比較ができる。比較によって把握できる実態もある。	・性的マイノリティ当事者のサンプルサイズを確保しやすい。 ・性的マイノリティ当事者の経験について詳細を把握しやすい。

想定される調査対象と調査目的の類型(弊社整理)

実施すべき事項等(提案)

#### ①国民の理解の把握

- 認知や知識等を把握することが主目的であれば、意識調査など既存の調査の枠組みの活用が可能(上表のAに該当)。
- ただし、どのような調査項目あるいは指標をもって理解の程度とするのか、どのような言葉や表現を用いるのかという点について慎重な検討が求められる。
- 理解の程度を示す指標やその表現の検討にあたっては、性的マイノリティ当事者・性的マイノリティ非当事者の双方について、定性的な研究のレビューや試行が有用。

#### ②理解増進の取組状況を把握する調査

- 全国的な実施状況の把握として、事業主(企業等)については厚生労働省委託調査(2019年)、学校については文部科学省調査(2014年)がある。
- 引き続き、様々な分野における取組状況を把握する調査が必要であると考えられる。

#### ③性的マイノリティ当事者が経験する困難等の把握

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの把握方法については十分な検討期間が必要。
- 性的マイノリティ当事者に関する調査研究を深めていくためには、政府統計や大規模な無作為抽出調査(上表のBに該当)を実施することが案といえる。
- ただし、無作為抽出調査の実施が難しい場合には、政策課題に応じてオープン型ウェブ調査によって性的マイノリティ当事者の回答を得る方法(上表のCに該当)も視野。